

報告第16号

専決処分の報告について（道路管理瑕疵による損害賠償額の決定および和解）

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年7月22日報告

鯖江市長 佐々木 勝 久

専 決 処 分 書

道路管理瑕疵による損害賠償額の決定および和解について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 6 月 25 日

鯖江市長 佐々木 勝 久

- | | |
|---------------------|--|
| 1 損害賠償および
和解の相手方 | 鯖江市在住の個人 |
| 2 事故発生日時 | 令和 8 年 3 月 28 日 午前 9 時 30 分頃 |
| 3 事故発生場所 | 鯖江市杉本町 |
| 4 事故の概要 | 相手方が市道・杉本西番線に面する集合住宅敷地内の自身の契約する駐車区画に自家用車を駐車していたところ、市道を通行する車両により事故日以前から損傷（ヒビ割れ等）していた道路側溝のコンクリート蓋が破損し、飛散した側溝コンクリート蓋の破片で自家用車を損傷した事故 |
| 5 損害賠償額 | 146,553 円 |
| 6 和解の内容 | 本事故については、市の支払う損害賠償額を 5 のとおりとし、両当事者はともに将来にわたり一切の異議申立て、請求または訴訟等を行わない。 |

理 由

本事故において物件損害を与えたので、損害賠償および和解をする。